

# 2 - 2

## 全国森林計画の変更の概要（案）

### 1 全国森林計画の概要

全国森林計画は、「森林法」の規定に基づき、農林水産大臣が、5年ごとに15年を1期としてたてる計画。

「森林・林業基本計画」で示した長期的かつ総合的な政策の方向・目標の達成に向けた森林の整備・保全等に関する具体的計画を定めるものであり、「地域森林計画」及び「国有林の地域別の森林計画」の規範としての役割を有する。

今回、現行の全国森林計画（計画期間：H16.4.1～H31.3.31）について、新たな「森林・林業基本計画」に即した計画となるよう所要の変更を実施。

（変更時期は、新たな「森林・林業基本計画」の策定と同時）

### 2 変更の基本的な考え方及び主な変更内容

新たに策定される「森林・林業基本計画」の考え方に即し、以下のとおり変更。

#### ○ 森林の整備及び保全の基本的な事項

立地条件や国民のニーズ等に応じ多様な森林施業を推進する観点から、広葉樹林化、長伐期化等に関する記述を追加。

#### ○ 森林施業に関する計画量

- ・ 伐採材積…伐期の長期化やこれに伴う高齢級間伐の積極的推進を見込み、特に間伐数量を約4割増加
- ・ 造林面積…伐採後の造林を伴う主伐の減少により約4割減少
- ・ 林道開設量…主伐の減少等を踏まえ約2割減少